

道外医師招へい等事業（道外医師移住PR冊子の制作・活用による移住促進事業）
に係る質問・回答

令和4年7月20日 現在

番号	質問内容	回答
1	委託業務に基本配付先に対する冊子の配布などの配布業務は入るか。	基本配布先に対する配布業務については、当局で行う（委託業務に含まない）こととしています。ただし、基本配布先を含めた配布計画に基づく配布業務全般を受託者が一括して行うこととする提案を妨げるものではありません。
2	昨年度事業でのメール・電話での問い合わせ数、それに対応する冊子の配布数ほどの程度か。	数の詳細は計測していません。
3	PR誌作成の目的は「医師招へい」であるが、移住に関する各自治体の各種制度等は盛り込まなくてよいか。	ターゲットに対し訴求すると判断されるものであれば、提案に盛り込んでいただいで構いません。
4	PR誌内での「地域・エリア分類」を道の「6医療圏」に準じての道北、オホーツク、釧路根室、十勝、道央、道南という分け方にすることは必須事項か。	必須事項ではありません。道の地域医療を理解していただくことを目的に、道の分類に基づいて説明しているもので、目的を達成するために、より効果的な分け方や表現方法について提案をいただいても差し支えありません。